

28文科高第391号  
平成28年7月11日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長  
村田善則

(印影印刷)

文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成20年文部科学省告示第141号）の一部を改正する告示（平成28年文部科学省告示第96号）が平成28年6月23日に公示され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）が平成28年6月23日に施行されたこと等に伴い、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業に該当しない事業に係る規定等の整備を行うものです。

改正の概要は下記のとおりですので、収益を目的とする事業の実施に当たって十分留意されるようお願いいたします。

なお、この告示の施行の際、現に文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為に収益事業の種類を定めている場合には、今回の改正に伴う寄附行為変更の手続は必要ありません。

## 記

- 1 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業に該当しない事業について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるものが規定されていたところ、同条のうち、「特定遊興飲食店営業者」について定義する第12項を新たに除くこととしたこと。（第1条第2号関係）
- 2 これまで文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）により定めていたところ、新しい日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）によることとしたこと。（第2条関係）

- 別添1 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示（平成28年文部科学省告示第96号）（告示）
- 別添2 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成20年文部科学省告示第141号）（新旧対照表）
- 別添3 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成20年文部科学省告示第141号）（告示）
- 別添4 平成28年6月23日（木曜日）官報本紙第6802号より抜粋（官報）

**【本件担当】**

高等教育局 私学部 私学行政課 法規係  
電話 03-5253-4111（内線2532）

○文部科学省告示第九十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第二項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月二十三日

文部科学大臣 馳 浩

第一条第二号中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。

第二条中「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。

○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百一十一号）  
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項、第三項及び第十二項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>	<p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項及び第三項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>

○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件  
(平成20年文部科学省告示第141号)

〔改正沿革〕 平成12年告示181号, 平成20年告示141号, 平成28年告示96号

※下線部分は改正部分

第1条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項、第3項及び第12項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業, 林業
- 二 漁業
- 三 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業, 郵便業
- 九 卸売業, 小売業
- 十 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 十一 不動産業（「建物売買業, 土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 十二 学術研究, 専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業, 飲食サービス業（「料亭, 「酒場, ビヤホール」及び「バー, キャバレー, ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 十四 生活関連サービス業, 娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- 十五 教育, 学習支援業
- 十六 医療, 福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業（他に分類されないもの）

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

## ○文部科学省告示第九十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第二項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月二十三日

文部科学大臣 馳 浩

第一条第二号中「及び第三項」を、「第三項及び第十二項」に改める。  
第二条中「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。